

地域指定年度	昭和45年12月28日
計画策定年度	昭和47年11月20日
計画見直し年度	昭和51年2月23日
	昭和61年2月14日
	平成9年5月23日
	平成19年6月8日
	平成30年3月28日

会津若松農業振興地域整備計画

平成30年3月

会 津 若 松 市

会津若松農業振興地域整備計画

会 津 若 松 市

目 次

第 1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	2
(2) 農業上の土地利用の方向	2
ア 農用地等利用の方針	2
イ 用途区分の構想	3
2 農用地利用計画	5
第 2 農業生産基盤の整備開発計画	6
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	6
2 農業生産基盤整備開発計画	7
3 森林の整備その他林業の振興との関連	7
4 他事業との関連	8
第 3 農用地等の保全計画	9
1 農用地等の保全の方向	9
2 農用地等保全整備計画	9
3 農用地等の保全のための活動	9
4 森林の整備その他林業の振興との関連	9
第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的 かつ総合的な利用の促進計画	11
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的 かつ総合的な利用に関する誘導方向	11
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	11
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	12
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的 かつ総合的な利用の促進を図るための方策	12
3 森林の整備その他林業の振興との関連	13
第 5 農業近代化施設の整備計画	14
1 農業近代化施設の整備の方向	14
2 農業近代化施設整備計画	15
3 森林の整備その他林業の振興との関連	15

第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	16
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	16
2	農業従事者育成・確保施設整備計画	16
3	農業を担うべき者のための支援の活動	16
4	森林の整備その他林業の振興との関連	17
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	18
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	18
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	18
3	農業従事者就業促進施設	18
4	森林の整備その他林業の振興との関連	18
第8	生活環境施設の整備計画	19
1	生活環境施設の整備の目標	19
2	生活環境施設整備計画	20
3	森林の整備その他林業の振興との関連	20
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	20
第9	付図	別添
1	土地利用計画図（付図1号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	
3	農用地保全整備計画図（付図3号）	

別記 農用地利用計画

(1)	農用地区域	
	・ 東山	21
	・ 一箕	22
	・ 町北	26
	・ 高野	32
	・ 神指	39
	・ 門田	51
	・ 大戸	62
	・ 湊	67
	・ 北会津	81
	・ 河東	108
(2)	用途区分	132

■用語の解説

・ ICT…「Information and Communication Technology」の略語で「情報通信技術」と訳され、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

目 次

第 1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	2
(2) 農業上の土地利用の方向	2
ア 農用地等利用の方針	2
イ 用途区分の構想	3
2 農用地利用計画	5
第 2 農業生産基盤の整備開発計画	6
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	6
2 農業生産基盤整備開発計画	7
3 森林の整備その他林業の振興との関連	7
4 他事業との関連	8
第 3 農用地等の保全計画	9
1 農用地等の保全の方向	9
2 農用地等保全整備計画	9
3 農用地等の保全のための活動	9
4 森林の整備その他林業の振興との関連	9
第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的 かつ総合的な利用の促進計画	11
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的 かつ総合的な利用に関する誘導方向	11
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	11
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	12
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的 かつ総合的な利用の促進を図るための方策	12
3 森林の整備その他林業の振興との関連	13
第 5 農業近代化施設の整備計画	14
1 農業近代化施設の整備の方向	14
2 農業近代化施設整備計画	15
3 森林の整備その他林業の振興との関連	15

第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	16
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	16
2	農業従事者育成・確保施設整備計画	16
3	農業を担うべき者のための支援の活動	16
4	森林の整備その他林業の振興との関連	17
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	18
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	18
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	18
3	農業従事者就業促進施設	18
4	森林の整備その他林業の振興との関連	18
第8	生活環境施設の整備計画	19
1	生活環境施設の整備の目標	19
2	生活環境施設整備計画	20
3	森林の整備その他林業の振興との関連	20
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	20
第9	付図	別添
1	土地利用計画図（付図1号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	
3	農用地保全整備計画図（付図3号）	

別記 農用地利用計画

(1)	農用地区域	
	・ 東山	21
	・ 一箕	22
	・ 町北	26
	・ 高野	32
	・ 神指	39
	・ 門田	51
	・ 大戸	62
	・ 湊	67
	・ 北会津	81
	・ 河東	108
(2)	用途区分	132

■用語の解説

・ ICT…「Information and Communication Technology」の略語で「情報通信技術」と訳され、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、福島県の西部・会津盆地の東南に位置し、東は猪苗代湖を郡山市及び猪苗代町との境とし、南は溪流や山岳などの豊かな自然に恵まれた芦ノ牧温泉があり、布引山、大戸岳を境とした諸山岳が壁をなす。西は宮川を境に会津美里町と接し、北は喜多方市、会津坂下町、湯川村、磐梯町に接している。東西が約 20 km、南北が約 29 km、総面積約 383km²である。また、総流域面積約 7,710k m²の阿賀野川水系阿賀川が市域の西側を南北に縦断している。

気候は年平均気温約 11.9℃、年間降水量約 1,200 mm であり、内陸盆地特有の気候を示し、夏期は太平洋側に近い気候で蒸し暑く、冬期は日本海側の気候で好天が少なく降雪量が多い。

交通の面では、本市の中央を縦横に国道 49 号、121 号及び 118 号の基幹路線が貫通し、また、鉄道は磐越西線や会津鉄道、高速道路は磐越自動車道が通り、さらに会津縦貫北道路が開通するなど整備も進んでおり、全会津の交通の要衝となっている。

市街化区域及び森林地帯等を除く 19,901ha が農業振興地域に指定され、肥沃な水田が広がり、良質・良食味として高い評価を得ている会津米を生産する県下有数の穀倉地帯となっており、野菜、花き、果樹の生産も盛んである。

人口は平成 17 年から平成 27 年で 5.6% の減少、農家人口は 36.9% 減少している。

産業別総生産額については、平成 17 年から平成 26 年で、第 1 次産業が 16.2% の減少、第 2 次産業が 45.4% 減少、第 3 次産業が 3.1% 減少となっている。

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 27 年における 平成 17 年比
人口	131,389 人	126,220 人	124,062 人	94.4%
農家人口	14,072 人	11,515 人	8,880 人	63.1%

資料：国勢調査、農林業センサス

単位：百万円

	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年	平成 26 年における 平成 17 年比
第 1 次産業総生産額	5,394	5,339	4,518	83.8%
第 2 次産業総生産額	147,939	97,721	80,736	54.6%
第 3 次産業総生産額	342,851	320,364	332,176	96.9%

資料：福島県市町村民経済計算年報（平成 26（2014）年度版）

土地利用計画は、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的・社会的・経済的及び文化的条件から健康で文化的な生活環境の確保を図るとともに、農用地が農業生産の場であるのみならず、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等重要かつ多面的な機能を有していることから、都市的土地利用との健全な調和を図り保全に努めるものとする。

また、農業生産の確保及び持続的発展のため、農地の利用集積や、有効利用、担い手育成を進めるとともに、大区画ほ場整備、農道、用排水路の整備を推進するものとする。

今後の用途間の移動については、農業上の利用に支障が生じないことを原則に、公共・公益的施設用地等について、計画的な移動を図るものとする。

単位：(実数) ha、(比率) %

	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (平成28年)	7,378	37.07	15	0.08	6,920	34.77	623	3.13	130	0.65	4,835	24.30	19,901	100
目標 (平成39年)	7,319	36.78	19	0.10	6,919	34.77	624	3.14	150	0.75	4,870	24.47	19,901	100
増減	△59	-	4	-	△1	-	1	-	20	-	35	-	0	-

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農用地 7,378ha のうち、次の a～c に該当する農用地について、農用地区域を設定する。

- a 集団的に存在する農用地
10ha 以上の集団的な農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地
 - ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
 - ・区画整理
 - ・農用地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く）
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確実に確保することが必要である土地
 - ・果樹等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
 - ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある土地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
 - ・多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度対象区域内にある土地
ただし、c の土地であっても次の土地については農用地区域には含めない。
 - (a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地
 - (b) 傾斜度が高く、用排水の条件が悪く、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地
 - (c) 中心集落の整備（住宅の建設等）に伴って拡張の対象となる集落周辺の農用地

(イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア) において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全

する必要がある土地改良施設用地について農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地について農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針

現況森林原野等については、集落介在地に一部あるものを除き開発の可能性はないので、農用地区域は設定しない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域は、北部平坦地域、南部地域、中山間地域、北会津地域、河東地域に大別される。

地域により気候、土壌等農業生産条件が異なることから、各地域の特性を生かした営農類型の確立を目標として、生産条件の改善、向上を図るための各種事業を計画的に実施するとともに、集落営農組織、認定農業者等担い手農家の育成を進め、農用地の安定的、効率的な利用を推進する。

単位：ha

地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
北部平坦地域	1,281	1,252	△29	0	0	0	0	0	0	2	3	1	1,283	1,255	△28
南部地域	695.5	691	△4.5	0	0	0	0	0	0	1.5	2	0.5	697	693	△4
中山間地域	1,362.5	1,354.5	△8	0	0	0	0	0	0	1.5	2.5	1	1,364	1,357	△7
北会津地域	1,776	1,766	△10	0	0	0	0	0	0	3	4	1	1,779	1,770	△9
河東地域	1,217	1,209.5	△7.5	0	0	0	0	0	0	1	1.5	0.5	1,218	1,211	△7
計	6,332	6,273	△59	0	0	0	0	0	0	9	13	4	6,341	6,286	△55

イ 用途区分の構想

(ア) 北部平坦地域〔高野町・神指町・町北町・一箕町（金堀を除く）・東山町〕

北部平坦地域については、東山町を除いておおむね大区画ほ場整備が完了し、大区画ほ場、系統的な農業用排水路、農道等、農業生産の基盤が整備されている。またカントリーエレベーター等の農業近代化施設を核とした良質米生産が盛んに行われている。

農作業の受委託、機械・施設の共同利用、農地流動化による農地の集積により担い手、集落営農組織の育成を進め、会津米の生産振興と園芸作物の産地化、ブランド化を推進する。

a 高野町

湯川、溷川の水系に属する約450haの農用地は、若松北部地区、若松北部第2地区ほ場整備事業により農業生産の基盤が整備された水稻生産地帯である。米を主とした農産物の生産地域として維持するため農用地として用途区分し、農業振興を推進する。

b 神指町

湯川水系に属し、湯川放水路に展開する約480haの農用地については、若松

北部地区、若松北部第3地区ほ場整備事業により農業生産の基盤が整備された水稻生産地帯であるので、米を主とした農産物の生産地域として維持するため農用地として用途区分し、農業振興を推進する。

南四合を中心に広がる約20haの畑地帯については、都市近郊型野菜の生産団地として確保し、農用地として用途区分し、農業振興を推進する。

神指町高久については、工業団地が整備され、兼業農家等の安定した就業機会の確保に資しており、今後とも都市的土地利用との健全な調和を図る。

c 町北町

若松北部第3地区ほ場整備事業により農業生産の基盤が整備された約230haの農用地については、米を主とした農産物の生産地域として維持するため農用地として用途区分し、農業振興を推進する。

磐越自動車道会津若松IC付近については、都市的土地利用との健全な調和を図る。

d 一箕町

河東地域に隣接する約80haの水稻生産地帯については、米を主とした農産物の生産地域として維持するため農用地として用途区分し、保全に努める。

会津大学付近や市街化区域に隣接する区域については、都市的土地利用との健全な調和を図る。

e 東山町

東山温泉の麓、一級河川湯川沿いに広がる約12haの牧沢地区については、農用地として用途区分し、観光との連携や多面的機能支払制度の活用などにより保全に努める。

(イ) 南部地域〔門田町・大戸町〕

大区画ほ場整備が完了し、大区画ほ場、系統的な農業用排水路、農道等、農業生産の基盤が整備されている。

農作業の受委託、機械・施設の共同利用、農地の集積により担い手、集落営農組織の育成を進める。また、会津みしらず柿、会津人参等の特産物の生産振興を推進する。

a 門田町

大川水系に属し、国道118号両側に展開する約460haの農用地は大区画ほ場、系統的な農業用排水路、農道等、農業生産の基盤が整備されており、今後も農用地として用途区分し、農業振興を推進する。

県道会津若松裏磐梯線東部山沿いの緩傾斜地に位置する農用地は、会津みしらず柿の生産が盛んであり、今後も農用地として用途区分し、柿の産地化を推進する。

b 大戸町

大川水系に属し国道118号を中心に展開する約230haの農用地は、大区画ほ場、系統的な農業用排水路、農道等、農業生産の基盤が整備されており、今後も農用地として用途区分し、農業振興を推進する。

(ウ) 中山間地域〔湊町・一箕町(金堀)・河東町(八田)〕

農用地として用途区分し、大区画ほ場整備、農業用排水路等、農業生産基盤の整備を進めるとともに、農作業の受委託、農業機械・施設の共同利用、農地の集積により担い手、集落営農組織等の育成を進め、水稻と大豆等の土地利用型作物を組み合わせた高冷地野菜等の農産物の生産地域として、農業振興を推進する。

a 湊町

猪苗代湖西岸に位置し、自然景観等の豊かな地域資源を生かしたグリーン・ツーリズム事業が展開されている。約 1,000ha の耕地が集積する地域の特性を生かし、大区画ほ場整備等の農業生産基盤の整備が進められており、今後も農用地として用途区分し、集落を単位とした生産の組織化・法人化により、転作田の土地利用型作物として、大豆、そば等の団地化を推進する。

b 一箕町（金堀）

国道 49 号の南部に広がる約 20ha の中山間地域であるが、山に囲まれ耕地が狭く、経営規模も零細であり、耕作放棄地も増加しているが、農用地の維持、管理のための助成の推進を図りながら、農用地として用途区分し保全に努める。

c 河東町（八田）

耕地の標高が 300m～524m の山林・丘陵地帯で、おおむねほ場整備が完了した約 330ha の農用地が広がっており、新四郎堀、戸ノ口堰を利用する稲作が農業生産の主力となっている。機械化作業体系が確立されているため、今後も農用地として用途区分し、水稻生産の優良農地として、農用地の高度利用化を推進する。

(エ) 北会津地域

北会津地域は、地形的に平坦で、ほ場整備が完了した約 1,780ha の水稻生産地帯であり、優良農地として保全されている。地域の基幹作物である米を中心に、野菜・花き等を組み合わせた複合経営の農業振興を推進する。

今後も農用地として用途区分し、立地条件を生かした効率的かつ安定的な農業経営の確立と生産性向上に向け、農業生産基盤及び農業近代化施設を整備していくとともに、担い手農家の育成と担い手への農地集積を進め、農用地の有効利用を推進する。

(オ) 河東地域（八田を除く）

市の北部に位置し、二つの都市計画市街化区域の外郭に約 1,220ha の農用地が広がり、30a 以上の区画のほ場が整備されている。米を主とした農産物の生産地域として維持するため、今後も農用地として用途区分し、生産団地化を推進する。

市街化区域周辺部については、団地性が乏しく都市化も進んでいることから、商業用地、工場用地、住宅用地等の都市的土地利用について、健全な調和を図る。

また、福島県立医科大学会津医療センター周辺の区域については、病院利用者の利便に供する施設等の都市的土地利用について、健全な調和を図る。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域の農用地区域6,417haのうち、農用地は6,337ha、うち田5,504ha、畑721ha、樹園地112haとなっており、平坦地も多く団地性も高い。

ほ場整備実施率について、標準区画30a以上に整備された農地の整備率は90.2%となっている。効率的かつ安定的な農業生産基盤を整備するため、未整備地区のほ場整備を推進するとともに、既に整備が実施された区域についても、受益者の意向を踏まえ必要に応じて大区画ほ場の再整備を実施し、農道・用排水路等の整備と合わせ、農業生産条件の向上を図る。

(1) 北部平坦地域

北部平坦地域は若松北部地区(190ha)、若松北部第2地区(117ha)、若松北部第3地区(113ha)ほ場整備事業が完了し、大区画の優良農地が整備されている。

さらに、高野・町北地区(57ha)において大区画ほ場の再整備が計画されており、生産性の高い優良農地の整備を推進する。また、カントリーエレベーター、高品質堆肥製造施設等、地域農業生産の核となる農業近代化施設も整備されていることから、会津米の産地として農業振興を推進する。

(2) 南部地域

会津若松南部地域のうち、門田町においては、門田地区(104ha)、門田第2地区(40ha)、門田第3地区(99ha)ほ場整備事業が完了し、生産性の高い優良農地が整備されている。また、門田町の堤沢地区についても門田第4地区(50ha)としてほ場整備事業が進められている。

大戸町においては、大戸地区(126ha)、上三寄地区(75ha)及び小谷地区(21ha)のほ場整備事業が完了し、生産性の高い優良農地が整備された。

また、中山間地域等直接支払制度対象区域内の農地については、積極的に制度を活用し、農地の保全に努める。

(3) 中山間地域

湊町には約1,000haの平坦な農地団地が存し、四ツ谷地区(84ha)湊地区(171ha)、赤井地区(170ha)、双瀧地区(176ha)、原地区(91ha)において大区画ほ場整備が完了し、生産性の高い優良農地が整備されている。また、経沢地区(49ha)について大区画ほ場整備が進められており、引続き生産性の高い優良農地の整備を推進する。

さらに、堰場地区(24ha)においても大区画ほ場の再整備が計画されており、生産性の高い優良農地の整備を推進する。

河東町八田地区については、概ね県営ほ場整備事業等により区画が整備されており、冷涼な気候を利用したそばの団地化や大豆の栽培などにより複合経営の確立を推進する。

また、中山間地域等直接支払制度対象区域内の農地については、積極的に制度を活用し、農地の保全に努める。

(4) 北会津地域

北会津地域の農業生産基盤の整備については、昭和60年度には北会津全域においてほ場整備事業が完了し、農業総合整備モデル事業も昭和61年で完了、更に

は補完事業としての土地改良総合整備事業も平成7年度に完了し、北会津全域において農用地の基盤が整備されている。

さらに天満地区（22ha）においては、大区画ほ場の整備が完了し、生産性の高い優良農地が整備された。

また、農産物及び生産資材の流通体系の確立と営農の近代化を図るため、農道・農業用排水路等の整備を補完的に進めることにより、農業生産条件の向上を推進する。

(5) 河東地域

河東地域の農業生産基盤の整備については、県営ほ場整備が河東地区(461ha)、河東第2地区(466ha)、せせらぎ東部地区(301ha)、河東西部地区(116ha)、東長原地区(27ha)で完了、生産性の高い優良農地が整備された。

さらに、槻ノ木地区(40ha)において大区画ほ場の再整備が計画されており、生産性の高い優良農地の整備を推進する。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
区画整理	農地の区画整理 区画 49ha	経沢	ha 49	1	経営体育成基盤整備事業
	農地の区画整理 区画 50ha	門田第4	50	2	経営体育成基盤整備事業
	農地の区画整理 区画 24ha	堰場	24	3	経営体育成基盤整備事業
	農地の区画整理 区画 40ha	槻ノ木	40	4	経営体育成基盤整備事業
	農地の区画整理 区画 55ha	高野・町北	55	5	経営体育成基盤整備事業
用排水改良	用排水路の改修 用排水路 6,550m	吉ヶ平	603	6	かんがい排水事業
	用水路等補修 1式	蟹川	44	7	水利施設整備事業
	用排水路の改修 用排水路 9.4km	大戸	190	8	水利施設整備事業
	用排水路の改修 用排水路 8.4km	門田	236	9	水利施設整備事業
	用排水路の改修 用排水路 5.6km	神指	346	10	水利施設整備事業
	用水路の改修 用水路 38.1km	会津大川	1,391	11	水利施設整備事業
	用水路の改修 水門 1基	戸ノ口堰	1,075	12	水利施設整備事業

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は単に林産物生産機能向上にとって不可欠であるだけでなく、国土保全・水源かん養・環境の保全等多面的機能を有し、地域住民の生活とも深く結びついている。このような森林の重要性を踏まえ、造林、間伐促進、病虫害防除等の森林整備や、溪流荒廃、山腹崩壊の復旧・防止等の治山事業、林道整備を実施し、計画的に森林の整備に努める。

4 他事業との関連

(1) 国営土地改良事業の実施

ア 国営会津南部土地改良事業（国営かんがい排水事業「会津南部地区」）

本地区のかんがい用水は阿賀川を水源とし、国営会津南部土地改良事業（昭和52年～平成5年度）で整備された馬越頭首工、富川頭首工及び幹線用水路等により供給されているが、事業完了後20年以上が経過し、施設の老朽化や寒冷な気象条件による劣化が進行しており、農業用水を安定的に供給するための維持管理に多大な費用を要している状況となっている。このため、老朽化した施設の改修等を行い、農業用水の安定供給と施設の維持管理の軽減を図り、農業生産の維持と農業経営の安定化を図る。

予定工期	平成27年度～平成36年度（10年間）	
受益面積	4,320ha（うち会津若松市 2,073ha）	
主要工事	頭首工	2式
	用水路	3条 L=11.5km
	水管理施設	1式
	小水力発電施設	1箇所

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料の安定供給はもとより、農業生産活動を通して、国土を保全し生活を守る役割や、水源のかん養などの多面的機能を発揮しており、その保全は重要である。

そのため、市内全域を対象とした荒廃農地調査等により耕作放棄地になる恐れのある農地の早期把握に努め、適正な管理指導や農地の斡旋を行うとともに、ほ場整備事業の計画的な実施及び担い手農業者への利用集積の推進などにより耕作放棄地の発生を防止し、積極的に農地の保全に努める。

また、多面的機能支払事業や中山間地域等直接支払事業を活用した地域ぐるみの農用地等保全活動の支援により、農用地の保全、耕作放棄地の発生防止・解消に向けた体制整備を推進する。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
防災ダム	ダム整備	鶴沼川防災ダム	ha 685	1	防災ダム整備事業
ため池	ため池改修	湊（赤井）	10	2	用排水施設等整備事業
取水堰	頭首工・取水口改修	佐布川	7	4	農業用河川工作物等応急対策事業

3 農用地等の保全のための活動

(1) 耕作放棄地の保全管理の支援

耕作放棄等による農用地の機能低下を未然に防止するため、人・農地プランや農地中間管理事業等を活用した認定農業者等の担い手への農地集積を通じて、農用地の保全に努める。

また、高齢化による労働力不足等に対応するため、認定農業者や生産組織の育成を進め、作業受委託を推進する。

(2) 農地の保全管理等のための資金援助

多面的機能支払事業の活用により、地域ぐるみで取り組む用排水路や農道等の適切な維持管理を支援するとともに、農用地の機能低下及び耕作放棄地の発生防止を図る。

また、耕作放棄地の解消に取り組む農業者等に対しては、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金等を交付する。

(3) 集落協定に基づく農地保全活動に対する支援

中山間地の条件不利な農用地については、中山間地域等直接支払制度を利用して、集落協定の合意に基づいて持続的な営農体制を整備するとともに、耕作放棄地の発生防止等に努める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林が国土保全・水源かん養・環境の保全等多面的機能を有し、農用地の保全に深く結びついていることから、造林、間伐等森林整備や、森林病虫害防除、溪流荒

廃、山腹崩壊の復旧・防止等の治山事業、林道整備を実施し、計画的に森林の維持・保全に努める。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業を本市の基幹産業として振興していくため、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう概ね10年後の農業経営発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的には、農業経営において他産業従事者並みの年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,900時間程度）で、地域他産業従事者と遜色ない生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり390万円以上、1個別経営体当たり470万円以上）を確保することができるような効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目指すものとする。

この目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、主要な営農類型を示すと次のとおりである。

個別経営体

営農類型	区分	目標規模	作目構成	認定農業者数	流動化目標
土地利用型	平坦地域	14.0ha	水稲（移植） 6.0ha 水稲（作業受託） 4.0ha 大豆（転作） 2.0ha そば（転作） 2.0ha	45戸 (10~20ha/戸)	3,300ha
	中山間地域	16.6ha	水稲（移植） 6.5ha 水稲（作業受託） 4.0ha 大豆（転作） 2.6ha そば（転作） 2.6ha		
野菜+水稲	平坦地域	5.7ha	トマト（施設） 0.3ha 水稲（移植） 5.4ha	330戸 (3~10ha/戸)	
		6.8ha	アスパラガス（施設） 0.3ha 水稲（移植） 6.5ha		
	中山間地域		8.0ha		
		トマト（施設） 0.3ha 水稲（移植） 4.5ha そば（転作） 3.2ha			
		8.5ha	ホウレンソウ（施設） 0.3ha 水稲（移植） 4.6ha そば（転作） 3.1ha		
			アスパラガス（露地） 0.5ha 水稲（移植） 6.0ha 大豆（転作） 2.0ha		
花卉+水稲	平坦地域	4.4ha	トルコギキョウ 0.2ha ストック 0.2ha 水稲（移植） 4.0ha		
果樹+水稲	平坦地域	7.0ha	会津みしらず柿 1.5ha 水稲（移植） 5.5ha		
		5.5ha	りんご 0.8ha もも 0.4ha 水稲（移植） 4.3ha		
		6.5ha	オウトウ 0.5ha 水稲（移植） 6.0ha		
畜産+水稲	中山間地域	12.5ha	肉用牛（繁殖） 30頭 牧草（転作） 5.0ha 水稲（移植） 7.5ha		

組織経営体

営農類型	区分	目標規模	作目構成		認定農業者数	流動化目標
土地利用型	平坦地域	31.0ha	水稲（移植） 水稲（作業受託） 大豆（転作）	19.5ha 6.5ha 5.0ha	25 経営体 (40～60ha/経営体)	1,250ha
	中山間地域	33.5ha	水稲（移植） 水稲（作業受託） 大豆（転作） そば（転作）	16.5ha 6.0ha 5.0ha 6.0ha		

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業従事者の減少等により農地の荒廃や遊休農地が増大することが懸念され、しかも非農業的土地需要により農地の減少が予想される中、農業生産の向上をめざすには限りある資源としての農地の合理的、有効的な利用を推進しなければならない。

そのため、地域農業者の理解を得ながら水稲をはじめとした各生産組織、農作業受託組合、更には集落営農組織や農地所有適格法人を育成し、土地利用の調整、機械施設の有効利用、個別経営間の補完・結合を図るとともに、農業経営基盤強化促進事業を核として農作業の受委託、共同化を進め、認定農業者への土地利用集積による農地の効率的な利用を推進する。

また、併せて土壌・作物診断等に基づく適正施肥及び土壌の性質を踏まえた的確な耕運等の実施により地力増進を図りながら、さらには、ICT等の先端技術の農業生産への活用を推進することにより、高品質かつ安定的で、省力化、技術の継承が可能な農産物の生産を推進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ

総合的な利用の促進を図るための方策

推進体制として、関係機関・団体からなる会津若松市農業再生協議会を推進の中心的機関として位置付け、地域農業の担い手として認定農業者、集落営農組織及び新規就農者の育成・支援について総合的に措置を講ずることとする。

認定農業者については、意欲ある農業者の認定農業者への誘導を図るとともに、認定後の経営改善に向けた指導について関係機関と連携して取り組み、経営感覚に優れた農業経営者の育成に努める。

集落営農組織については、人・農地プランの作成をとおして、将来にわたり地域の農業を持続的に発展させる推進主体として、集落の実情に合わせて設立・育成する。また、経営の発展の段階に応じて農地所有適格法人への誘導を図る。

新規就農者については、新規参入者など就農を希望する青年等の円滑な就農を市新規就農者支援センターの活動により支援するとともに、新たな経営展開に取り組む農家の後継者も含め、青年等就農計画の作成を促し、所得確保対策などにより就農当初の経営の安定を図る。将来的には、技術指導、経営指導により、早期の経営基盤の安定を図るとともに、認定農業者への円滑な移行を図る。

また、担い手の生産規模を拡大し、経営基盤の強化を図るとともに、規模縮小農家の農地の遊休化を防止し、農地の有効利用を推進するため、農地中間管理事業の活用や、農業委員会との連携により担い手への農地集積に継続的に取り組んでいく。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林施業の共同化や組織化、及び補助事業の実施や各種制度資金の活用により高性能機械の導入等を行い、生産コストの合理化や生産基盤である林道・森林作業道の開設や改良を促進し、森林施業の合理化及び計画的実施を推進する。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、水稻を基幹作物として、農業構造の改善を図るため、大区画ほ場整備事業等により農業生産基盤の整備を進めるとともに、農業近代化施設についても、生産・加工・流通施設について一体的な整備を進めてきた。

今後とも、コスト低減のため、人・農地プランの作成を通して、集落営農組織や農地所有適格法人の育成により、自己完結型農業からの脱却と農業機械・施設の共同利用化を進めていくとともに、流通の合理化、農産物の高付加価値化等に資する農業近代化施設を計画的に整備し、農業の体質強化を推進する。

さらには、ICT等の先端技術の農業生産への導入を推進し、熟練農業者の栽培ノウハウのデータ化を図りながら、農作業労働の省力化や収量の増加、品質の向上に努める。

(1) 水稻

本市農業の基幹作物である水稻は、良質・良食味として高い評価を得ているが、経営安定を図るため、国における米政策改革と米価下落に対応した生産性の高い産地づくりが求められている。米の消費需要に対応した「売れる米づくり」の生産体制を確立するため、主食用米としてさらなる高品質・良食味の「会津米」生産に取り組むとともに、特色ある会津米生産として地元酒造業界と連携した酒造原料米の品質向上・安定生産を推進する。また、飼料用米等の新規需要米の生産拡大などにより、需要に応じた米づくりを推進する。さらには、有機栽培、特別栽培米等への取組を推進し、環境にやさしい農業を実践しながら「安心・安全」な会津米の生産体制を確立する。

また、農業生産基盤の整備を進め、農地の集約化、農作業受委託、水稻直播栽培、特別栽培米の定着拡大を積極的に推進しながら、担い手農家を中心とした生産組織育成や農業機械の共同利用により、低コスト農業の確立を推進する。さらにこれら組織との有機的連携の中で、会津よつば農業協同組合を中心として、ライスセンター、カントリーエレベーターの有効利用を図り、近代化施設の導入により省力化を目指した機械化一貫体系を確立する。

(2) 大豆・そば

大豆は転作の重点作物として、集落営農組織等による団地化・集団化によって栽培面積の拡大、実需者のニーズに対応できる生産体制の確立を推進している。今後とも、生産組織体制による団地化、大豆乾燥調製施設利用によるロットの拡大・均質化、低コスト化を推進するとともに、消費者・地元実需者との連携による需要拡大に取り組む。

また、そばについては、作付けの団地化と担い手への作業集積により作業効率の向上と安定生産を推進するとともに、グリーンツーリズム事業と連携し、そば打ち体験や加工などにより高付加価値化を推進する。

(3) 野菜

野菜栽培においては、今後とも稲作からの転換による生産拡大を図るとともに、パイプハウスなどの施設栽培の普及による品質の向上、作期幅の拡大、作柄の安定を推進する。また、会津よつば農業協同組合の共同選果場の有効利用により均

質化、省力化を図るとともに、販路拡大対策、地産地消推進施策との連動によるブランド化を推進する。

さらには、ICTを活用した養液土耕栽培の導入などにより、農作業労働力の省力化や栽培ノウハウのデータ化による技術の継承に取り組む。

(4) 果樹

果樹栽培においては、園地の草生栽培と機械刈り取りによる省力化を進めながら、防除作業の効率化を図るためのスピードスプレーの共同利用や、摘果作業における摘果剤の利用、低樹高栽培を基本としたわい化栽培など技術的な改善を推進し、省力化を図るとともに、会津よつば農業協同組合の共同選果場の有効利用により均質化、省力化を推進する。

(5) 花き

花き栽培においては、収穫・調整作業の労力が集中しないよう、作型の分化を推進する。また、省力的な品種の導入などにより、省力かつ効率的な作業体系の実現を図るとともに、市場情報の的確把握による品種、作型の選定により市場性の高い生産を推進する。

さらには、ICTを活用した養液土耕栽培の導入などにより、農作業労働力の省力化や栽培ノウハウのデータ化による技術の継承に取り組む。

(6) 薬用農作物（会津人参）

生産資材の導入支援や、播種・定植を行う生産者への支援を実施するとともに、おたねにんじん推進協議会のもと医農連携や食材の利用促進等の取組を通じ、生産維持・拡大を図る。

(7) 畜産

畜産においては、会津若松地域畜産クラスター計画に基づき、肉用牛繁殖産地としての体制整備を推進するとともに、支援制度を活用した飼養施設や自給飼料生産機械の導入を図り、畜産経営の拡大、収益性の向上を目指す。また、「会津地鶏」においては、地元飲食店との連携による消費拡大や地域内外でのイベント開催等による販売促進活動により需要を拡大し、飼養頭羽数の増加と収益性の向上を図る。

(8) 特用林産物

近年の健康への関心が高まるなかにおいて、生産量の拡大を図り、栽培の省力化に努め、規模拡大を進めながら品質の向上と安定的な出荷体制の確立を図る。

2 農業近代化施設整備計画

今後、経営規模が拡大する個別担い手や集落営農組織等の経営安定につなげるため、生産関連施設のみならず、農産物の供給先として、流通・販売関連施設などの施設整備を検討していくとともに、農業近代化施設をさらに有効活用する方策をあわせて検討する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

経営の近代化と林業の振興を図るため、高性能機械の導入や、生産コストの低減と林産物の高付加価値化・販路の拡大に努める。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

将来の地域農業の振興を図る上で、優れた農業の担い手を育成・確保していくことが急務となっている。このため、就農を希望する青年等の円滑な就農を支援するとともに、青年等就農計画の作成を促し、所得確保対策などにより就農当初の経営の安定を図る。また、指導農業士をはじめ、県や農業協同組合などの技術指導、経営指導により、早期の経営基盤の安定を図るとともに、青年等就農計画認定期間を満了する者に対しては、認定農業者への円滑な移行を図る。

地域農業の中核を担う認定農業者については、効率的かつ安定的で経営感覚に優れた農業経営者へと育成するため、農用地の利用集積や経営の合理化などの支援を推進する。

集落営農組織については、人・農地プランの作成をとおして、将来にわたり地域の農業を持続的に発展させる推進主体として、地域及び営農の実態に応じ育成し、その経営の安定化・効率化を支援する。また、経営の発展の段階に応じて農地所有適格法人への誘導を図る。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

本市においては、会津若松市新規就農者支援センターを設置し、関係機関と連携しながら、就農相談から自立経営の確立までを円滑に進め、新規就農者の育成・確保を図っている。

構成団体	業務内容
・福島県 ・会津よつば農業協同組合 ・会津若松市農業委員会 ・会津若松公共職業安定所 ・会津若松市	①就農相談 ②受入研修先の斡旋 ③農用地の取得及び賃借斡旋 ④営農指導、金融相談その他自立に必要な指導助言 ⑤ホームページ等によるPR活動 ⑥その他必要な事項

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 農業の技術・知識の習得への支援

生産性の高い農業を確立するため、農業技術の指導や、農業研修を支援し、新しい農業技術・知識の習得を支援する。

さらに、経験や勘によらずとも実践できる農業の確立を目指し、ICTを活用したスマートアグリ実証事業等に基づくビッグデータの活用・提供等を行う。

(2) 就農準備等に必要な資金手当ての支援

青年等就農資金など適切な融資を受けられるよう関係機関と連携し、相談・支援する。

(3) 生産基盤となる農地の円滑な取得等に対する支援

農地中間管理事業の活用や農業委員会と連携し、農地の円滑な取得等に対して支援する。

(4) 就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制への支援

農業者への各種情報提供のため、会津若松市農業再生協議会・会津若松市新規就農者支援センターの活用を推進し、就農や経営向上のための各種情報を提供する。

(5) 将来の担い手確保等の観点からの農業教育の推進

総合学習などでの農業体験学習を推進するとともに、市民農園の活用により、農業教育を推進する。

また、会津ならではの農山村資源を活用したグリーン・ツーリズム事業を推進し、都市住民と農山村の交流を図り、都市住民へ農山村の魅力発信と理解を深める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林・林業を取り巻く情勢が、長期にわたる木材価格の低迷や、林業従事者の高齢化などにより、森林管理や林業活動が厳しくなっていることから、森林所有者が安心して信託できる森林組合を中心とした林業経営体の強化・育成を図る。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市において、販売農家における兼業農家の割合は74.5%（2015年農林業センサス）となっており、前回と比較して減少しているものの全国平均66.7%より高い割合を占めている。

認定農業者や集落営農組織の育成強化を図り、農地の集積化、農作業の受委託の推進等により安定的かつ生産性の高い農業の確立を進めていくが、農産物の安定供給や農用地の維持管理、有効利用の観点において、兼業農家の担う役割は大きく、兼業農家などの安定的な就業機会の確保は必要である。

このため、商工業団体やICTの専門大学である会津大学との連携強化などにより、丁寧な土地利用調整を前提に、各種製造業やICT関連産業などの今後成長が見込まれる産業の企業立地の促進と雇用の創出を推進する。

単位：戸、%

年度	農家 総数	兼業農家							自給的 農家	割合	土地持ち 非農家
		販売 農家	割合	専業 農家	割合	第1種	第2種	割合 (第1種+第2種)			
平成22年度	3,290	2,591	78.8	496	19.2	502	1,593	80.8	699	21.2	1,278
平成27年度	2,842	2,126	74.8	542	25.5	346	1,238	74.5	716	25.2	1,225
増減	△448	△465	△4	46	6.3	△156	△355	△6.3	17	4	△53

資料：農林業センサス（2015年）

※販売農家、自給的農家の割合は農家総数に対する割合。専業農家、兼業農家の割合は販売農家に対する割合。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の安定的な就業を推進するため、企業誘致するとともに、会津若松公共職業安定所と連携し、農業従事者の安定的な就業機会を確保する。また、福島県農業会議等とも連携し、新規就農者を中心とした農業法人等への就農希望者を支援する。

3 農業従事者就業促進施設

具体的予定なし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

国土保全・林業振興を図る観点から、安定的な林業経営体を育成するとともに、他産業への就業機会を確保し、農山村の持続的な発展に努める。

また、本市の代表的な伝統工芸である漆器産業の更なる発展のため、一箕町金堀地内のウルシ団地の植栽管理に続き、大戸町南原地内への新たなウルシ団地の整備を進め、地元産漆の安定供給と植樹体験などを通じた将来の林業従事者の育成に努める。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農村は農業生産活動の基盤であると同時に、住民の生活の場でもあり、地域農業が持続的に発展していくためには、生活環境の総合的な整備による住みやすい環境づくりに努め、活力ある農村づくりを推進していく必要がある。

都市部にはない空間の広がりと良好な景観を保全するために、計画的な土地利用のもと生活環境の整備をしていくとともに、地域住民の連帯感の醸成を図り、住民相互の協調関係をつくりあげ、住民の積極的な参加を得ながら、住みやすい農村づくりを推進する。

(1) 安全性

警察や学校などの関係機関や団体などとの連携により、交通ルール遵守による交通安全意識の高揚や生活道路における交通安全の確保、地域における防犯意識の高揚に努める。

消費生活において適切な判断ができ、被害にあわないよう、被害事例などの情報提供や啓発に取り組む。各種相談に対して、関係団体と連携して、適切かつ迅速に対応する。

地域防災計画に基づき、自然災害に備えた住民意識の高揚、自主防災組織の充実及び高齢者などの避難行動支援者に対する支援体制づくりに努める。また、災害備蓄の推進、ICTを活用した情報連絡網の整備、災害時応援協定の締結などに取り組むとともに、広域的な常備消防体制等の維持・強化を図る。さらに、火災発生の予防に努めるとともに、消防団活動や消防施設・設備の充実などにより消防力の充実・強化を図る。

ICTによる除雪車両運行情報の共有や除排雪体制の強化により、効率的かつ効果的除排雪に努める。ボランティア体制の充実などにより、除雪困難世帯への支援を図る。

空き家等の解消に努めるとともに、利活用促進など空き家発生の未然防止に取り組む。また、地震などの災害に強い住環境の整備を推進する。

(2) 保健性

省エネルギーや再生可能エネルギーの普及促進をはじめとする環境施策を推進し、自然・生活・経済の調和の取れたライフスタイルを実現する。また、循環型社会の実現に向けた3Rの取組などリサイクルを継続して行うことで、資源の有効利用とごみの最終処分量の減量化を図る。

水道管等の計画的な維持・整備により水道水の安定した供給と健全な水道事業の運営を図る。上水道が未整備の地区においても、安全で安心な飲料水を安定的に確保する。下水道や浄化槽の普及推進などにより、衛生的な生活環境の提供と水質保全を図るとともに、持続可能な污水处理サービスを提供する。

ICTなどを活用した生活習慣病の予防や感染症対策推進、地域における医療体制の確保を図る。さらに、地域において見守り、支えあうことのできる仕組みとして「地域包括ケアシステム」の構築を図る。介護保険制度の円滑な運営と適切なサービスの提供を図る。

(3) 利便性

交流人口の拡大にむけ、交通混雑の解消や道路の整備を推進する。また、予防的

な補修により施設の長寿命化を図りながら、道路環境の保全を行う。

路線バスなどの公共交通ネットワークの確保と再構築を図り、さらに観光振興や健康増進などとの連携を図ることにより公共交通の活性化に取り組む。

多くの市民がICTの利便性を享受し、ICTへの興味関心の向上を図るとともに、情報リテラシー（使いこなす力）の向上を図る。さらに、会津大学等と連携しながら、ICT等を活用した地域の仕事の創出に努める。

(4) 快適性

公共施設マネジメントによる適切な公共サービスを提供していくとともに、意識啓発等により、農村地域の持つ豊かな自然環境の保全につながる取組を行い、農村の快適な空間構成や景観の確保に努める。

集会施設や農村広場を整備配置し農村の人々が明るく和やかな生活ができるとともに、様々な取組をとおして、健やかに子が育つ農村環境づくりを推進する。

さらに、有害鳥獣による被害を防止するための対策を適切に実施し、農作物の被害や人的被害が発生しないよう努める。

(5) 文化性

文化活動・生涯学習の場として、公民館、基幹集落センター、農村環境改善センターの機能充実に努め、生涯にわたる学びを支援し、学びの成果を地域社会に還元できる人材を育成するとともに、地域に根ざした社会教育の推進により、地域コミュニティの活性化を図る。また、歴史資源や伝統文化を後世に継承する取組を進めながら、郷土の歴史や文化の理解促進を図る。

さらに、市民が安全に安心して、生涯にわたり、健康・体力づくりのできる環境を整備する。

2 生活環境施設整備計画

該当なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

市有林の健全な育成とともに、市民に憩いと学びの場として整備・管理された「市民と共生の森」を提供することにより、森林の機能（国土保全、水源かん養など）や林業に対する理解を深める。

また、森林ボランティア活動の場として提供することにより、荒廃する里山の整備を行い、森林が有する多面的機能の発揮の回復を目指す。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

会津若松市第7次総合計画との整合性を保ちながら、関連事業も含めた事業の総合整備により、生活環境の充実・向上を進め、快適で住み良い農村集落の形成と農林業の振興を推進する。